

上越市令和6年能登半島地震による災害に係る被災者生活再建支援金交付規則をここに公布する。

令和6年5月17日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第29号

上越市令和6年能登半島地震による災害に係る被災者生活再建支援金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、令和6年能登半島地震による災害（以下「地震災害」という。）により、居住する住宅に多大な被害を受けた者（以下「被災者」という。）の生活の再建を支援するため、被災世帯に対し、予算の範囲内で被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住の用に供する建物をいう。
- (2) 被災世帯 地震災害により居住する住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた世帯又は半壊解体世帯、敷地被害解体世帯若しくは長期避難世帯をいう。
- (3) 半壊解体世帯 地震災害により居住する住宅が大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受け、当該住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯をいう。
- (4) 敷地被害解体世帯 地震災害により居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯をいう。
- (5) 長期避難世帯 地震災害により別の被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状況が長期にわたり継続することが見込まれる世帯として新潟県知事から認定を受けた世帯をいう。
- (6) 基礎支援金 住宅の被害の程度に応じて交付する支援金をいう。
- (7) 加算支援金 生活の再建方法に応じて基礎支援金に加算して交付する支援金をいう。

(8) 単数世帯 地震災害発生時において、1人である世帯をいう。

(9) 複数世帯 地震災害発生時において、2人以上である世帯をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、地震災害発生時に本市に存する住宅に居住していた被災世帯の世帯主（当該世帯主が単身赴任等の理由により不在の場合は、当該世帯を代表する者をいう。以下同じ。）である者とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が地震災害後の生活の再建場所を新潟県外とする場合（一時的な避難を除く。）の基礎支援金の額は、別表に定める世帯の区分に応じ、次に定める額とする。

(1) 全壊世帯又は大規模半壊世帯 別表に定める基礎支援金の額に4分の3を乗じて得た額

(2) 中規模半壊世帯、半壊世帯又は床上浸水世帯 別表に定める基礎支援金に2分の1を乗じて得た額

(交付申請等)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 被災世帯が居住する住宅の所在、世帯構成、世帯主等を確認することができる書類

(2) 罹災証明書の写し（罹災証明書が発行される者に限る。）

(3) 世帯主名義の預金通帳の写し

(4) 住宅の建設、購入、補修及び賃借に係る契約書等の写し（加算支援金を申請する場合に限る。）

(5) やむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至ったことを確認することができる書類（半壊解体世帯又は敷地被害解体世帯に限る。）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、支援金の交付の可否を決定したときは、市長が別に定める通知書により通知するものとする。

(交付条件)

第6条 支援金は、交付対象者が被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第3条第1項の支援金その他の被災者の生活再建のための国による支援金（以下「国支援金」という。）の支給を新たに申請することができることとなったときは、当該国支援金の相当

額を返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、第5条第2項の規定により支援金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の取消しをすることができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により支援金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前条に規定する交付条件に該当したとき。

(支援金の返還)

第8条 市長は、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて支援金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第4条関係)

世帯の区分		支援金の区分		支援金の額
全壊世帯	複数世帯	基礎支援金分		200万円
		加算支援金分	その居住する住宅を建設し、又は購入する場合	200万円
			その居住する住宅を補修する場合	100万円
			その居住する住宅を賃借する場合 (公営住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)を除く。)	50万円
	単数世帯	基礎支援金分		150万円
		加算支援金分	その居住する住宅を建設し、又は購入する場合	150万円
			その居住する住宅を補修する場合	75万円
			その居住する住宅を賃借する場合 (公営住宅を除く。)	37万5,000円
大規模半壊世帯	複数世帯	基礎支援金分		100万円
		加算支援金分	その居住する住宅を建設し、又は購入する場合	200万円

		金分	入する場合	
			その居住する住宅を補修する場合	100万円
			その居住する住宅を賃借する場合 (公営住宅を除く。)	50万円
	単数世帯	基礎支援金分		75万円
		加算支援金分	その居住する住宅を建設し、又は購入する場合	150万円
			その居住する住宅を補修する場合	75万円
			その居住する住宅を賃借する場合 (公営住宅を除く。)	37万5,000円
中規模 半壊世帯	複数世帯	基礎支援金分		50万円
		加算支援金分	その居住する住宅を建設し、又は購入する場合	100万円
			その居住する住宅を補修する場合	50万円
			その居住する住宅を賃借する場合 (公営住宅を除く。)	25万円
	単数世帯	基礎支援金分		37万5,000円
		加算支援金分	その居住する住宅を建設し、又は購入する場合	75万円
			その居住する住宅を補修する場合	37万5,000円
			その居住する住宅を賃借する場合 (公営住宅を除く。)	18万7,500円
半壊世帯	複数世帯	基礎支援金分		50万円
	単数世帯	基礎支援金分		37万5,000円
床上浸水 世帯	複数世帯	基礎支援金分		30万円
	単数世帯	基礎支援金分		22万5,000円

備考

- 1 再建方法が複数の区分に該当する場合の加算支援金の額は、それぞれの区分に応じた加算支援金の額のうち、いずれか多い額とする。
- 2 この表において「全壊世帯」とは、半壊解体世帯、敷地被害解体世帯及び長期避難世帯を含むものとする。